

東京電力株式会社

代表執行役社長

廣瀬 直己 様

要 求 書

平成25年7月7日

福島県南相馬市長

桜井 勝延

福島県南相馬市議会議長

横山 元栄

# 要 求 書

当市は、福島第一原子力発電所事故による原子力災害により、住民の避難、社会・経済活動の制限、事業所の閉鎖や撤退、風評被害など、多くの市民に不安や深刻な被害をもたらされていることから、次のことを要求する。

- 1．原発事故の早期収束及び福島第一・第二原子力発電所をすべて廃炉とすること。
- 2．原子力災害を起因とする被災者の生活再建は原子力を推進してきた国及び原子力災害の原因者である東京電力㈱の重大な責務であり、次の項目について被害の実態に見合った迅速かつ十分な損害賠償を、完全に実施すること。
  - (1) 精神的損害について  
賠償期間は、市内全域の除染が完了し、市民が安心して生活のできる環境が整うまでの間とすること。  
30km圏外と旧緊急時避難準備区域の賠償について、差が生じないように同様の取り扱いとすること。
  - (2) 営業損害、就労不能損害について  
営業損害及び就労不能損害について、解除期間とは区別し、生活再建に十分な期間を補償すること。  
特に、営業損害については、隣接する地域の避難指示が解除され、人口と商圈の回復に十分な期間を補償すること。
  - (3) 土地、建物及び家財の賠償について  
避難指示の早期解除や住民自らが再建へ前向きになれるように、避難指示期間と賠償金割合を切り離して実質的かつ合理的な考えのもと、全損扱いとし全額賠償すること。  
また、家財の賠償についても、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、帰還困難区域と賠償基準の考えが異なっていることから、すべての区域において平等になるよう帰還困難区域と同じ基準にすること。

特定避難勧奨地域（特定避難勧奨地点及び特定避難勧奨地点周辺地域）の被災住民のほとんどは、放射性物質への不安から避難生活をしており、土地、建物の管理ができない状況にある。このことから、特定避難勧奨地域の被災者の土地、建物及び家財の賠償については、旧警戒区域と同様の取り扱いをすること。

旧緊急時避難準備区域及び30km圏外については、住宅等の補修・清掃費用として30万円が一律的な賠償基準になっているが、土地・建物・家財の価値は原子力災害によって下がっているため、資産価値の減少分について賠償すること。

（４）地域コミュニティに対する賠償について

原子力災害による避難によって地域コミュニティが崩壊し、これまで築き上げてきた消防団活動、婦人会活動、お祭りなどの地域活動ができなくなり、再生が不可能なものも出ている。長年に渡って活動してきたこれらの地域活動は地域の財産であり、地域コミュニティの再生に必要な賠償を行うこと。

（５）消滅時効への対応について

被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底することはもとより、将来にわたり消滅時効を主張しないことを具体的かつ明確に示すよう対応すること。